

## 長期間ご利用のないキャッシュカードのご利用停止について

令和元年 11 月  
きのくに信用金庫

最近のキャッシュカードの偽造・盗難被害状況に鑑み、お客様の大切なご預金をお守りするため、長期間ご利用のないキャッシュカードにつきまして、「キャッシュカード規定」の定めに基づき、A T Mでのご利用を下記のとおり停止させていただきます。

本取扱いは、お客様に安心してお取引をしていただくための取組ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ■キャッシュカードのご利用停止日

令和 2 年 1 月 15 日（水）

#### ■ご利用停止対象のキャッシュカード

過去 5 年間（平成 26 年 11 月 1 日以降）ご入金およびご出金取引のない普通預金（総合口座を含みます）および貯蓄預金のキャッシュカードが対象となり、A T Mでのキャッシュカードのご利用ができなくなります。

#### ■引き続きキャッシュカードのご利用をご希望される場合

令和元年 12 月 31 日（火）までに、A T Mで当該カードにてご入金・ご出金・残高照会等のお取引を行ってください。この場合、キャッシュカードの利用停止はいたしません。

#### ■キャッシュカードのご利用停止後の再利用をご希望される場合

まことにおそれいりますが、キャッシュカードならびにご本人であることが確認できる公的書類（運転免許証等）をご用意いただき、お取引店の窓口にお申しつけください。

以上

本件に関するお問い合わせは、お取引店までお願いいたします。